省令

○財務省令第八十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号）第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第六項の規定に基づき、緑の気候基金への拠出に伴う国債の発行等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

緑の気候基金への拠出に伴う国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　緑の気候基金（以下「基金」という。）に拠出するため、緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第三条第二項の規定により発行する国債は、緑の気候基金拠出国庫債券（以下「拠出国庫債券」という。）とする。

（適用除外）

第二条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の規定は、拠出国庫債券（第八条第二項の規定により日本銀行に交付されるものを除く。次条において同じ。）については適用しない。

（取扱店）

第三条　拠出国庫債券に関する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（拠出の場合の額面金額）

第四条　法第三条第一項の規定により本邦通貨に代えて国債で拠出する場合において、基金に交付する拠出国庫債券の額面金額は、拠出する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（分割及び併合）

第五条　政府は、基金の請求があったときは、当該請求に従い拠出国庫債券の額面金額の分割又は併合を行うことができる。

2　前項の規定により拠出国庫債券の分割又は併合を行う場合は、当該分割又は併合に係る金額をその額面金額とする。

（償還の手続）

第六条　政府は、基金から拠出国庫債券の全部又は一部につき償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を法第四条の規定により寄託所として指定された日本銀行における基金の勘定（以下「基金の勘定」という。）に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第七条　前条の場合において、当該請求が拠出国庫債券の額面金額の一部に係るものであるときは、政府は、当該拠出国庫債券と引換えに、当該額面金額から当該請求に係る金額を控除した金額を額面金額とする拠出国庫債券を基金に交付するものとする。

（日本銀行が買い取った場合の措置）

第八条　日本銀行は、法第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第四項の規定により政府から償還を行うことのできない金額につき拠出国庫債券を買い取ることを命ぜられたときは、当該金額を基金の勘定に払い込まなければならない。

2　政府は、前項の場合には、日本銀行が買い取った金額を額面金額とし、法第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十条第五項の規定により財務大臣が定める償還期限及び利率を記載した拠出国庫債券を日本銀行に交付するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。